

## (案)

## 岩倉市男女共同参画基本計画改訂版(案)に対する

## ご意見と執行機関の考え方

岩倉市男女共同参画基本計画改訂版(案)について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する執行機関の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成29年 月

岩倉市総務部協働推進課

## 1 意見募集の概要

## (1) 意見の募集期間

平成29年1月5日(木)～平成29年2月3日(金)

## (2) 意見を提出できる人

岩倉市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人又は団体

## (3) 意見の提出方法

- ①持参 ②郵送 ③ファクス ④電子メール
- ⑤岩倉市ホームページ内のご意見投稿フォーム

## 2 募集結果

(1) 人数 3名

(2) 件数 10件

## ※意見の提出のあった方法

持参 2名、メール1名

	-パブコメ案 の頁番号- 項目等	ご意見	執行機関の考え方
1	-9頁- 基本目標Ⅰ 基本方向1 取り組むべき 施策(1)	意識啓発の重要性を痛感するが、賃貸マンション・アパートの多い地域と古くからの部落では、意識の地域格差が存在すると思うので、地域格差を考慮した意識啓発が必要ではないか。	<p>地域の違いあるいは、家庭環境や就労状況によって市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の差はあると考えられます。</p> <p>取り組むべき施策にも記述があるように、情報の収集・提供・発信をいろいろな方法で実施し、適切な啓発活動を実施する必要がありますと考えます。</p> <p>また、普段意識をしていない市民に意識付けができるようなセミナー等の取組を市民と連携して検討し実施していく必要があると考えます。</p>
2	-12頁- 基本目標Ⅰ 基本方向3 現状と課題	「子ども条例を実効性のあるものとするため、子どもの施策に関する行動計画を策定し、具体的な施策を推進する」とあるが、行動計画は策定済みではないか。	平成24年度に「岩倉市子ども行動計画」を策定しています。ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。
3	-14頁- 基本目標Ⅱ 基本方向1 現状と課題	「多様な保育サービスの充実」とあるが、下のグラフでは、「休日保育や一時保育、病児保育など多様な保育サービスの充実」としてある。省略せずそのまま書いた方が、子育てに関する施策への要望内容がより伝わるのではないか。	ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。
4	-15頁- 基本目標Ⅱ 基本方向1 取り組むべき 施策(2)	「小規模保育事業所の開設や、保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組む」とあるが、既に始まっている事業ではないか。	この2つの事業は、平成28年度から開始されていますので、ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。
5	-20頁- 基本目標Ⅱ 基本方向2 取り組むべき 施策(1)	「老人憩の家などの活用」とあるが、現在、老人憩の家は1軒しかない。	当初計画時には、2軒ありましたが、現在、1軒はさくらの家(多世代交流センター)となっています。ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。

6	<p>-22ページ-</p> <p>基本目標Ⅱ 基本方向3 取り組むべき 施策(4) 「成人の健康 づくりの支援」</p>	<p>健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調してほしい。</li> <li>・夫の喫煙で非喫煙の妻の肺がんなどで志望するリスクが高くなるなど、受動喫煙の危害対策を避けては女性の健康支援はありえない。</li> <li>・子どもの受動喫煙は、心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すと言われている。親や妊産婦・家族に禁煙を促す抜本的施策・啓発が望まれている。また、受動喫煙のある飲食店に子どもを連れて行かない啓発や対処が望まれる。</li> <li>・生涯を通じた男性・女性の健康支援について、無煙環境支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)の強調をしてほしい。</li> <li>・若い女性の痩身傾向は不健康であると周知し、減少させることは極めて重要である。</li> </ul>	<p>当市は、「第2次健康いわくら21」において「たばこの煙から守る、みんなの健康」を目標に掲げ、未成年や妊婦の禁煙や受動喫煙防止の啓発、禁煙指導や家族による禁煙サポート支援等、積極的な取組を行っています。</p> <p>その上で、ご意見を拝見し、生涯を通じた健康が男女共同参画社会の実現につながることを念頭に、この基本計画の取り組むべき施策である「成人の健康づくりの支援」を再度検討したところ、男性も含め女性や子どもへの喫煙や受動喫煙による健康への影響については、この基本計画に盛り込むことに意義があると判断し、変更することが適切と考えます。</p> <p>また、ご指摘にはありませんが、飲酒についても合わせて検討した上で、同様に盛り込むことが適切と考えます。</p>
7	<p>-26、27頁-</p> <p>基本目標Ⅱ 基本方向4 現状と課題、 取り組むべき 施策(1)</p>	<p>「このような世帯が経済的に自立した生活を送れるよう、支援策の充実が求められる」とあるが、取り組むべき施策とその内容は、充実するための施策がないのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、経済的に自立した生活を送れるよう生活困窮者に向けた施策を追加するようことが適切と考えます。</p> <p>また、現行計画にありました「母子自立支援員」を、「母子父子自立支援員」に改めた上で記載するよう変更することが適切と考えます。</p>

8	<p>-37ページ-</p> <p>基本目標Ⅳ</p> <p>基本方向1</p> <p>取り組むべき</p> <p>施策(3)</p>	<p>「育児休業を取得する男性職員を平成32年までに1人」という目標を掲げており、達成するための取組として、管理職員の理解を深める取組が書かれているが、管理職員だけでなく、同僚、家族、友人等、様々な人の相当の理解がないと取得するまでには至らないのではないかと。</p> <p>育児休業は、本人のみならず、まわりの努力もかなり必要で、1人の目標で終わらず、続く人を育てるためにも、育児休業者の体験談を話す機会、改善点などを検証し、広く公表し、一般市民や民間企業にも知ってもらわないと、1人の市職員が勇気を出して体を張って体験したことが、次に生かされない。</p>	<p>男性職員の育児休業の取得については、過去2人の実績があります。申請があったときは、職場の理解の下、滞りなく取得することができました。</p> <p>ご指摘のとおり、まずは申請がしやすい職場環境を整えることがとても重要です。そのためには、普段から上司や同僚との意思疎通をしっかりと図ることや、申請が出たときには執行機関としてしっかりとした体制を整備することが必要です。</p> <p>また、取得者の体験に基づく改善点の検証等についても、今後検討していきたいと考えています。</p>
9	<p>上欄の関連、</p> <p>該当施策はなし</p>	<p>親の介護休暇についても同様の考えである。今や親だけでなく、夫や妻の介護のために離職する人が多い。</p>	<p>介護のために離職せざるを得ない状況があることは、社会全体の問題です。</p> <p>当市では、平成29年より従来の介護休暇に加え、介護のために1日につき2時間以内で休暇を取得できる「介護時間」の制度を新設し、より職員が介護をしながら仕事を続けられる環境を整えました。これら制度について、職員に周知し理解を深めることで、取得希望者が快く取得できるような職場環境を構築できるよう努めていきます。</p>
10	<p>-42頁-</p> <p>計画の推進</p>	<p>改訂前から内容に変更がないが、この計画を推進する組織については設置済みであるので、内容を変えたほうがよいのではないかと。</p>	<p>当初計画の策定時は、今後推進や検証を行う組織として、懇話会と行政推進会議を設置することを記載していましたが、このたび当初計画の策定から6年経過しての改訂をするもので、ご意見を踏まえ、変更することが適切と考えます。</p>